

新規受託項目のお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。
このたび、下記検査項目を新たに受託開始しますので、
ご利用いただきたくご案内いたします。

敬具

記

- 受託開始日 2021年2月 ご依頼分より
- 新規項目内容

項目名	COVID-19 PCR法（SARS-CoV-2核酸検出）
項目コード	鼻咽頭ぬぐい：0777 唾液：0778
検体/保存	鼻咽頭ぬぐいおよび唾液 / 冷蔵
容器	専用容器 ※別掲をご参照ください。
検査方法	リアルタイムPCR法
基準値	検出せず
判定基準	陰性：検出せず 陽性：（+）
検査受託日	月～土曜日のみ（日祝は不可）
所要日数	2～4日
検査機関	株式会社 京浜予防医学研究所
検査実施料	検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託して実施した場合：1800点（450点×4回分） それ以外の場合：1350点（450点×3回分）
判断料	微生物学的検査判断料（150点）
診療報酬点数表区分	「D023」微生物核酸同定・定量検査の14

※本検査を出件ご希望の場合は、採取方法及び提出方法をご説明させていただきますので弊社までご連絡をお願い致します。

詳細内容

COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、SARS-CoV-2 及びインフルエンザウイルスの核酸検出を目的として薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品を用いて、PCR法（定性）により、唾液、鼻咽頭ぬぐい液又は鼻腔ぬぐい液中のSARS-CoV-2 及びインフルエンザウイルスの核酸検出（以下、「SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出」という。）を同時に行った場合、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス2013-2014版」に記載されたカテゴリーBの感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託して実施した場合は、本区分の「14」SARSコロナウイルス核酸検出の所定点数4回分を合算した点数を準用して算定し、それ以外の場合は、同点数3回分を合算した点数を準用して算定する。

なお、採取した検体を、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託して実施した場合は、**検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。**

COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、診断を目的として本検査を実施した場合は、診断の確定までの間に、上記のように合算した点数を1回に限り算定する。ただし、発症後、本検査の結果が陰性であったものの、COVID-19 以外の診断がつかず、本検査を再度実施した場合は、上記のように合算した点数をさらに1回に限り算定できる。なお、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

COVID-19 の治療を目的として入院している者に対し、退院可能かどうかの判断を目的として実施した場合は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」（令和2年6月25日健感発 0625 第5号）の「第1 退院に関する基準」に基づいて実施した場合に限り、1回の検査につき上記のように合算した点数を算定する。なお、検査を実施した日時及びその結果を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

なお、SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出を実施した場合、本区分「11」のインフルエンザ核酸検出、SARS-CoV-2核酸検出及びウイルス・細菌核酸多項目同時検出（SARS-CoV-2 を含む。）については、別に算定できない。

（保医発 1111 第1号 令和2年11月11日）

注意：レセプト請求時に診療報酬明細書摘要欄に実施した施設名を記入する必要がありますので、適応欄に「株式会社 京浜予防医学研究所」とご記入下さい。

以上

1次容器及び付属品		
唾液用容器 (ストロー入)	鼻咽頭容器及び専用スワブ	吸水シート・パラフィルム
2次容器大 (バリアパウチ)、小 (ラミジップ)		3次容器：小 (A5サイズ)、大 (A4サイズ)

※検査容器が全国的に供給不足となっております。予告なく変更となる場合がございますが、検査精度に影響はございません。